

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和4年3月11日

静岡県知事 川勝平太

## 1 業務概要

### (1) 業務名

令和4年度コンテンツ制作力強化事業

### (2) 業務内容

別添「令和4年度コンテンツ制作力強化事業仕様書」のとおり。

ア ふじのくにメディアチャンネルで発信する動画と記事の制作助言

・動画：60本以上

・記事：30本以上

イ 動画や記事の制作研修（4回）

ウ ふじのくにメディアチャンネルの周知等の運営補助（通年）

エ 報告書作成

### (3) 委託価格の限度額

4,994千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## 2 委託期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）

## 3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する一般業務に係る競争入札参加資格において、「広告代理」業務について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。もしくは、本業務に類似する業務の履行実績を有し、かつ最近1か年において、都道府県税（法人事業者は法人事業税及び法人都道府県民税、個人事業者は個人事業税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 静岡県の一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次の（ア）から（キ）までに該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴

力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

#### 4 選定基準

(1) 企画性

本業務の趣旨を理解し、目的を達成できる提案となっているか。

(2) 業務遂行能力

本業務を遂行するための十分な体制や人員、能力が確保されているか。  
業務実施手順及び業務計画は妥当性が高いか。

(3) その他配慮すべき点

#### 5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁東館4階 静岡県知事戦略局広聴広報課

電話 054-221-2233 FAX 054-254-4032

E-mail PR@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案実施要領及び仕様書の配布

ア 交付期間

令和4年3月11日（金）から令和4年3月25日（金）正午まで

イ 交付場所

静岡県広聴広報課ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-110/index.html>)

(3) 提出書類等

ア 提出書類

参加資格確認申請書または類似業務の履行実績と納付すべき税金の滞納がない旨の証明書、宣誓書、企画書、見積書

イ 提出期限

参加資格確認申請書等 令和4年3月25日（金）正午 郵送又は持参

企画書、見積書 令和4年4月8日（金）午後2時 郵送又は持参

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(4) プレゼンテーション

ア 日時 令和4年4月中旬

イ 場所 静岡県庁内会議室（予定）

ウ 内容 提案内容説明20分、質疑応答20分

詳細は申込者に別途通知する。

6 その他

(1) 詳細は、企画提案実施要領及び仕様書による。

(2) 説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 照会窓口は、静岡県知事戦略局広聴広報課（電話番号054-221-2233）とする。